

# ASBJ、企業会計基準第34号 「リースに関する会計基準」等を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2024年9月13日、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という）及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という）並びにこれらに関連する諸会計基準等の改正（以下合わせて「本会計基準等」という）を公表しました。

現行の企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号を合わせて「現行基準」という）は、当時の国際的な会計基準との整合性を意図して2007年に公表されたものです。

しかしながら、2016年に公表されたIFRS第16号「リース」及び米国の会計基準 Topic 842「リース」では、使用権モデルが採用され、オペレーティング・リースも含む原則として借手のすべてのリースについて資産及び負債が計上されるようになりました。使用権モデルとは、原資産の引渡しによりリースの借手に支配が移転した「使用権」部分について資産（使用権資産）を認識し、あわせて当該移転に伴う支払義務を負債（リース負債）に計上するというものです。これらの基準は、我が国の会計基準とは違いが生じたため、国際的な比較において議論となる可能性がありました。

この状況を踏まえ、ASBJは、2019年3月に借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準の開発に着手することを決定し、5年半に及ぶ検討を重ねた結果、本会計基準等を公表しました。借手は上記の経緯を踏まえてIFRS第16号の定めを取り入れた会計処理へと大きく変更された一方、貸手は基本的に現行基準の定めを変更しないことになったため、両者の会計処理に対称性は求められないものとなっています。

なお、本会計基準等で公表された他の会計基準等の一覧は、末尾に記載しています。

また、公開草案から重要な変更があった部分に下線を付しています。

## ポイント

### 【会計処理モデル】

- 借手：原則としてすべてのリースについて使用权資産及びリース負債を計上する使用权モデル並びに費用配分の方法としてIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルを採用しています。
- 貸手：現行基準を踏襲してリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、それぞれに対応する2つの会計処理モデルを採用しています。

### 【会計処理の基本方針】

- 借手：IFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルを採用する一方、IFRS第16号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみを取り入れています。
- 貸手：一部を除き、基本的に現行基準の定めを踏襲しています。

### 【適用時期等】

- 2027年4月1日以後開始する年度からの適用とし、早期適用も認められています。
- 適用初年度においては、遡及適用を原則としつつ、遡及適用による累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減することが認められています。また、様々な経過措置が設けられています。

## 1. リース会計基準等の概要

### (1) リース会計の会計処理モデル

- リース会計基準及びリース適用指針（以下合わせて「リース会計基準等」という）において提案されている会計処理モデルは以下のとおりです。
  - 借手：原則としてすべてのリースについて使用権資産及びリース負債を計上する使用権モデル並びに費用配分の方法としてIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデル（リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上）
  - 貸手：現行基準を踏襲してリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、それぞれに対応する2つの会計処理モデル

### (2) 会計処理の基本方針

- 借手：IFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルを採用する一方、IFRS第16号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS会計基準任意適用企業がIFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となる会計基準としています。そのうえで、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定める、又は、経過的な措置を定めるなど、実務に配慮した方策を採用しています（リース会計基準BC13項）。
- 貸手：以下を除き、基本的に、現行基準の定めを踏襲しています（リース会計基準BC13項）。
  - 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という）との整合性を図る。
  - リースの定義及びリースの識別については借手と同じ取扱いとし、IFRS第16号の定めを取り入れる。

このように、借手はIFRS第16号の定めを取り入れた会計処理へと大きく変更された一方、貸手は基本的に現行基準の定めを変更しないことになったため、両者の会計処理に対称性は求められないものとなっています。

### (3) リース会計の適用範囲

リース会計基準等は、契約の名称などにかかわらず、次の①から③に該当する場合を除き、リースに関する会計処理及び開示に適用されます（リース会計基準第3項）。

- ① 実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」の範囲に含まれる運営権者による公共施設等運営権の取得
- ② 収益認識会計基準の範囲に含まれる貸手による知的財産のライセンスの供与（ただし、製造又は販売以外を事業とする貸手は、当該貸手による知的財産のライセンスの供与についてリース会計基準等を適用可）
- ③ 鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生型資源を探索する又は使用する権利の取得

上記にかかわらず、無形固定資産のリースについては、リース会計基準等を適用しないことができます（リース会計基準第4項）。

#### (4) 個別財務諸表への適用

個別財務諸表への適用について、連結財務諸表と同様に適用されます（リース会計基準BC20項、BC21項）。ただし、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表において一定の注記事項を省略することができます（リース適用指針第110項、第111項）。

#### (5) リースの定義

借手と貸手の両方に以下の定義が適用されます。

リース	<p>原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部</p> <p style="text-align: right;">（リース会計基準第6項）</p>
-----	--

さらに、このリースの定義をどのように適用するかにつき、リースの識別に関する定めが設けられています。

#### (6) リースの識別

リース会計基準等では、契約の法形式にかかわらず、契約にリースが含まれているかを契約締結時に判断することが要求され、そのための具体的なガイダンスが定められています（リース会計基準第25項～第30項、リース適用指針第5項～第16項）。当該定めはリース会計基準等で新しく導入された定めであり、これまで現行基準ではリースとして会計処理されていなかった契約が、リース会計基準等の適用によってリースが含まれると判断される場合があると考えられます。

## 2. 借手の会計処理

### (1) 借手のリース期間

借手のリース期間は、以下のとおり定義されています。

借手のリース期間	<p>借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の①及び②の両方を加えた期間</p> <p>① 借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間</p> <p>② 借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間</p> <p style="text-align: right;">（リース会計基準第15項）</p>
----------	--

借手のリース期間は、現行基準とは異なり解約不能期間に限定されません。解約不能期間にかかわらずリースを継続又は解約する「オプション期間」に関するオプションの行使可能性が考慮されることから、リース開始日後、オプションの行使可能性が見直された場合に、借手のリース期間をどのように見直すかが論点となります。そのため、リース会計基準等では借手のリース期間を見直す際の会計処理も新たに定められました（後述「(6) リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し」参照）。

## (2) 借手のリース料

借手のリース料は、リースの対価としての貸手への支払いすべてを含むものではなく、以下のとおり定義されています。例えば、指数又はレートに応じて決まるもの以外の借手の変動リース料（リース対象不動産を利用することで得られる売上高に連動するリース料等）は、借手のリース料には含まれません。借手のリース料に基づきリース負債が計上されます。

借手のリース料	<p>借手のリース期間中に、原資産を使用する権利に対して借手が行う貸手に対する支払であり、次の①から⑤で構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 借手の固定リース料</li> <li>② 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料</li> <li>③ 残価保証に係る借手による支払見込額</li> <li>④ 借手が行使することが合理的に確実である購入オプションの行使価額</li> <li>⑤ リースの解約に対する違約金の借手による支払額（借手のリース期間に借手による解約オプションの行使を反映している場合）</li> </ul> <p style="text-align: right;">（リース会計基準第19項）</p>
---------	--

リース会計基準等には、各項目についてどのように算定するかなどの詳細な定めも含まれています。

## (3) リース開始日の会計処理

「リース開始日」とは、貸手が借手による原資産の使用を可能にする日を言います（リース会計基準第18項）。借手は、リース開始日にリース負債と使用权資産を計上します。

ここで、リース負債は、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定します（リース会計基準第34項）。

また、使用权資産は、当該リース負債の計上額にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除して算定します（リース会計基準第33項）。

## (4) 使用权資産の償却

使用权資産の償却については、基本的に現行基準におけるリース資産の償却と同様の会計処理が定められています。

- 契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用权資産の減価償却費は、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定します。この場合の耐用年数は、経済的使用可能予測期間とし、残存価額は合理的な見積額とします（リース会計基準第37項）。
- 上記以外のリースに係る使用权資産の減価償却費は、定額法等の減価償却方法の中から企業の実態に応じたものを選択適用した方法により算定しますが、この場合、原則として、借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとします（リース会計基準第38項）。

## (5) リース負債、支払利息の処理

現行基準におけるファイナンス・リース取引に関する定めと同様に、リース開始日における借手のリース料とリース負債の計上額との差額（利息相当額）を借手のリース期間中の各期に利息法に基づき配分します（リース会計基準第36項）。

ただし、使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合については、現行基準で認められていた簡便的な取扱い（いわゆる利子込み法又は定額法）が踏襲されています（リース適用指針第40項）。

## (6) リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し

リースの契約条件の変更は、以下のとおり定義されています。

リースの契約条件の変更	リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲又はリースの対価の変更（例えば、1つ以上の原資産を追加若しくは解約することによる原資産を使用する権利の追加若しくは解約、又は、契約期間の延長若しくは短縮）
-------------	---

（リース会計基準第24項）

借手は、リースの契約条件の変更が生じた場合、変更の内容により、①変更前のリースとは独立したリースとして会計処理を行う、②リース負債の計上額を見直す、のいずれか（もしくは両方）の処理を行います（リース会計基準第39項）。

リースの契約条件の変更を伴わない場合であっても、借手のリース期間が見直されたり借手のリース料が契約に基づいて変更されたりした場合は、借手はリース負債の計上額を見直します（リース会計基準第40項）。

## (7) 短期リース・少額リース

短期リース及び少額リースは、以下のとおり定められています。

短期リース	リース開始日において、借手のリース期間が12ヵ月以内であり、 <u>購入オプションを含まない</u> リース
（リース適用指針第4項(2)）	
少額リース	次の①と②のいずれかに該当するリース
<p>① 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース</p> <p>② 次のa又はbを満たすリース（a又はbのいずれかを選択できるものとし、選択した方法を首尾一貫して適用）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリース（現行基準でリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリースに認められていた判定方法の踏襲を意図）</p> <p style="margin-left: 20px;">b リース1件ごとに、新品時の原資産の価値が少額であるリース（IFRS第16号の結論の根拠で示されている、新品時におよそ5千米ドル以下程度の価値の原資産のリースを想定）</p>	
（リース適用指針第22項、BC43項、BC45項）	

短期リース及び少額リースについて、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上する簡便的な取扱いが借手に認められています（リース適用指針第20項、第22項）。

なお、短期リースは、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごと又は性質及び企業の営業における用途が類似する原資産のグループごとに適用するか否かを選択します（リース適用指針第20項）。

### 3. 貸手の会計処理

#### (1) 貸手のリース期間及び貸手のリース料

貸手のリース期間は、公開草案では現行基準の定めを実質的に踏襲する以下の②のみにより決定することが提案されていましたが、ASBJにおける審議の結果、国際的な会計基準と同様に以下の①により決定することも認められています。

貸手のリース 期間	<p>貸手が選択した次のいずれかの期間</p> <p>① <u>借手のリース期間と同様の方法により決定した期間</u></p> <p>② 借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間（事実上解約不能と認められる期間を含む）に、リースが置かれている状況からみて借手が再リースする意思が明らかな場合の再リース期間を加えた期間</p> <p style="text-align: right;">（リース会計基準第16項）</p>
--------------	---

貸手のリース料は、以下のとおり、貸手のリース期間として上記①を採用した場合でも借手のリース料と整合性をとるのではなく、現行基準の定義が実質的に踏襲されています。

貸手のリース 料	<p>借手が貸手のリース期間中に原資産を使用する権利に関して行う貸手に対する支払であり、リースにおいて合意された使用料（残価保証がある場合は、残価保証額を含む）</p> <p style="text-align: right;">（リース会計基準第23項）</p>
-------------	--

#### (2) ファイナンス・リース

ファイナンス・リースの貸手は、通常の売買取引に係る方法に準じて、以下の会計処理を行います（リース会計基準第45項～第47項、本適用指針第71項～第81項）。

- ① 事業の一環で行う所有権移転外ファイナンス・リースについては、取引実態に応じ、次のa又はbのいずれかにより会計処理を行う。

a	製造又は製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うもの
i	リース開始日に、貸手のリース料からこれに含まれている利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、同額でリース投資資産を計上する。また、原資産の帳簿価額により売上原価を計上する。
ii	各期に受け取る貸手のリース料（以下「受取リース料」という）を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として会計処理を行う。

- b 製造又は販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行うもの
- i リース開始日に、原資産の現金購入価額により、リース投資資産を計上する。
- ii 受取リース料の会計処理は、上記a iiと同様とする。

- ② 事業の一環以外で行う所有権移転外ファイナンス・リースについては、次の会計処理を行う。

- a リース開始日に、貸手のリース料からこれに含まれている利息相当額を控除した金額と原資産の帳簿価額との差額を売却損益として計上し、貸手のリース料からこれに含まれている利息相当額を控除した金額でリース投資資産を計上する。
- b 受取リース料の会計処理は、上記①a iiと同様とする。

- ③ 所有権移転ファイナンス・リースの場合は、上記①及び②にある「リース投資資産」を「リース債権」と読み替える。
- ④ 利息相当額の総額を貸手のリース期間中の各期に配分する方法は、原則として、利息法による。

なお、収益認識会計基準において対価の受取時にその受取額で収益を計上することが認められなくなったことを契機として、現行基準で定められていた第2法（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）が廃止されています。

### (3) オペレーティング・リース

オペレーティング・リースの貸手は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて、貸手のリース料を、貸手のリース期間にわたり原則として定額法で計上します（リース会計基準第48項、リース適用指針第82項）。ただし、貸手のリース期間について上述(1)②の期間（借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、リースが置かれている状況からみて借手が再リースする意思が明らかな場合の再リース期間を加えた期間）を選択して決定する場合に当該貸手のリース期間に無料賃借期間が含まれるときは、貸手は契約期間における使用料の総額（将来の業績等による変動する使用料を除く）について契約期間にわたり計上します（リース適用指針第82項）。

これにより、フリーレント（契約開始当初数か月間賃料が無償となる契約条項）やレントホリデー（例えば、数年間賃貸借契約を継続する場合に一定期間の賃料が無償となる契約条項）等の無償賃借期間に関する会計処理が明確化され、賃料が無償の期間も含めた貸手のリース期間（もしくは契約期間）全体にわたり、每期同額が計上されるように調整することが要求されることとなります。



## 4. セール・アンド・リースバック取引

セール・アンド・リースバック取引は、以下のとおり定義されています。

セール・アンド・リースバック取引	<p>売手である借手が資産を買手である貸手に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引</p> <p style="text-align: right;">(リース適用指針第4項(11))</p>
------------------	--

なお、リースバックを伴う場合であっても資産の譲渡が次のいずれかである取引は、リース会計基準等におけるセール・アンド・リースバック取引には該当しません（リース適用指針第53項）。

- 収益認識会計基準に従い、「一定の期間にわたり充足する履行義務」の充足により行われる場合
- 企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項を適用し、工事契約における収益を一時点で認識することを選択する場合

### (1) セール・アンド・リースバック取引の会計処理

- ① 次のa又はbのいずれかを満たす場合は、売手である借手は、資産の譲渡とリースバックを一体の取引とみて、金融取引として会計処理を行います（リース適用指針第55項）。
  - a リースバックにより、売手である借手が資産からもたらされる経済的利益のほとんどすべてを享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生じるコストのほとんどすべてを負担することとなる場合
  - b 資産の譲渡が、収益認識会計基準などの他の会計基準等に従うと売却に該当しない場合
- ② 上記①以外の場合、売手である借手は、資産の譲渡について収益認識会計基準などの他の会計基準等に従い損益を認識し、リースバックについてリース会計基準等に従い借手の会計処理を行います（リース適用指針第56項）。

## 5. サブリース取引

サブリース取引は、以下のとおり定義されています。

サブリース取引	<p>原資産が借手から第三者にさらにリース（サブリース）され、当初の貸手と借手との間のリース（ヘッドリース）が依然として有効である取引</p> <p style="text-align: right;">(リース適用指針第4項(12))</p>
---------	--

### (1) サブリース取引の基本的な会計処理

ヘッドリースとサブリースを2つの別個の契約として借手と貸手の両方の会計処理を行います（リース適用指針第89項）。なお、サブリースのリース分類は、原資産ではなく、ヘッドリースを通じて取得した使用権資産を参照して行います（リース適用指針第91項、BC123項）。

## (2) サブリース取引の例外的な取扱い

サブリース取引における中間的な貸手については、以下の例外的な取扱いが認められています。

- 中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合

サブリースの借手からリース料の支払を受けない限りヘッドリースの貸手に対してリース料の支払義務を負わないなど一定の条件を満たす場合、中間的な貸手は、貸借対照表においてヘッドリースにおける使用権資産及びリース負債を計上せず、かつ、損益計算書においてサブリースで受け取るリース料の発生時又は当該リース料の受領時のいずれか遅い時点で貸手として受け取るリース料と借手として支払うリース料の差額を損益に計上することができます（リース適用指針第92項）。

- 転リース取引

現行基準における転リース取引の取扱いは、リース会計基準等にも実質的に踏襲されています（リース適用指針第93項）。

## 6. 開示

### (1) 表示

借手の表示については、以下のとおり定められています（リース会計基準第49項～第51項）。

- ① 使用権資産について、次のいずれかの方法により、貸借対照表において表示する。
  - a 対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目に含める方法
  - b 対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法
- ② リース負債について、貸借対照表において区分して表示するか又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記する。
- ③ リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示するか又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び金額を注記する。

貸手の表示については、基本的に現行基準を踏襲しますが、リース債権の重要性が相対的に乏しい場合はリース債権とリース投資資産を区分表示しなくてよいことが新たに定められています（リース会計基準第52項）。

また、損益計算書において次の事項を区分して表示するか、又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記します（リース会計基準第53項）。

- ① ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額）
- ② ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- ③ オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるもののみを含める）

## (2) 注記

リース会計基準等では、IFRS第16号と整合的なものとするべく、借手及び貸手の注記事項の拡充が図られました（リース会計基準BC67項、BC68項）。

そのため、リースに関する注記における開示目的が、「借手又は貸手が注記において、財務諸表本表で提供される情報と併せて、リースが借手又は貸手の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示すること」と定められました。また、当該開示目的を達成するためのリースに関する注記として、次の事項が示されており、また、各項目に記載すべき内容につき詳細な定めが設けられています（リース会計基準第54項、第55項、リース適用指針第94項～第109項）。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会計方針に関する事項（借手のみ）</li> <li>② リース特有の取引に関する情報</li> <li>③ 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報</li> </ul> |
|---|

## 7. 適用時期等

2027年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することも認められています（リース会計基準第58項）。

適用初年度においては、リース会計基準等を遡及適用することが原則ですが、比較年度については遡及適用を反映させず、遡及適用による累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することが認められています（リース適用指針第118項）。

また、リースの識別に関する経過措置等、実務上の負担に対応するために多くの経過措置が定められています（リース適用指針第113項～第137項）。

なお、最終化されたリース会計基準等の適用開始に伴い、企業会計基準第13号と企業会計基準適用指針第16号は適用が終了されます（リース会計基準第59項(1)、(2)）。

## 8. 本会計基準等で公表された他の会計基準等

リース会計基準等の公表に伴い、他の会計基準等の改正が行われています。改正の内容は、用語の変更（リース資産→使用権資産、リース債務→リース負債等）や借手の会計処理モデルの変更（使用権モデル及び単一の会計処理モデルの採用）等の反映のほか、主なものは以下のとおりです。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① キャッシュ・フロー計算書の表示           <ul style="list-style-type: none"> <li>a リース負債に含めていない短期リースに係るリース料、少額リースに係るリース料及び変動リース料は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</li> <li>b 現行において原則として「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載するオペレーティング・リースに係る支払リース料は、現行のファイナンス・リース取引と同様、元本返済額部分は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、利息相当額部分は企業が採用した支払利息の表示区分に従って記載する。</li> </ul> </li> </ul> |
|---|

- ② 金融商品の時価開示
- a リース負債について、時価開示の注記を要求しない。
- b リース債権及びリース投資資産について、貸借対照表日におけるレベル別の時価の合計額及びレベル2又は3の時価に分類される評価技法等の説明の注記を要求しない。
- ③ 賃貸等不動産の時価開示
- a 使用权資産は賃貸等不動産の定義に含まれる。
- b 使用权資産である賃貸等不動産について、賃貸等不動産に求められる注記事項のうち「当期末における時価及びその算定方法」の注記を要求しない。
- ④ 企業結合
- a リース負債について、企業結合日現在で新規のリースであったかのように残りの借手のリース料の現在価値を基礎として取得原価の配分額を算定することができる。その場合、使用权資産は、リース負債に一定の金額（市場と異なる条件の影響額及び借地権の設定に係る権利金等の時価）を加減した金額を基礎として取得原価の配分額を算定する。
- b 少額リース及び企業結合日において残りの借手のリース期間が12ヵ月以内であるリースについて、取得原価を配分しないことができる。

本会計基準等で公表された他の会計基準等の一覧は以下のとおりです。

- 企業会計基準第35号「『固定資産の減損に係る会計基準』の一部改正」
- 企業会計基準第36号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その2）」
- 改正企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」
- 改正企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」
- 改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」
- 改正企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
- 改正企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
- 改正企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」
- 改正企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」
- 改正企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
- 改正企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」

- 改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」
- 改正実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」
- 改正移管指針「移管指針の適用」
- 改正移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務上の取扱い」
- 改正移管指針第9号「金融商品に関する実務指針」
- 改正移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」
- 改正移管指針第13号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A」

あわせて、実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」及び移管指針第3号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」は適用が終了されます（リース会計基準第59項(3)、(4)）。

また、本会計基準等の公表日と同日に、日本公認会計士協会より、以下の実務指針等の改正が公表されています。

- 会計制度委員会研究報告第12号「臨時計算書類の作成基準について」
- 業種別監査委員会報告第19号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」
- 業種別委員会実務指針第53号「年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針」
- 業種別委員会実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」
- 監査・保証実務委員会実務指針第90号「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ&A」

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。